

陸上貨物取扱業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	11~12	ストレッチフィルム包装された品物のストレッチフィルムをカッターで剥がす際に、ストレッチフィルムを持っていた左手人差し指にカッターが当たり、指先15mm位を切ってしまった。	23	10~29
7	16~17	洗浄機からコンベアに乗って出てきたプラスチック製パレットの底部をチェックする際、誤ってコンベアに右手を添えてしまったため、コンベアを動かすチェーン部に右手を巻き込まれてしまい、右手第1指第1関節付近を負傷した。	60	1~9
10	10~11	倉庫構内で格納作業中、段ボールをカッターで開封している時に誤ってカッターで左手小指を損傷した。（恐らく手前から外へする動作を、逆に内へ向かって動作した事による）傷が深かったため、止血処置後病院で治療。	33	100~299
11	23~24	出勤後、作業準備に取り掛かりカゴを持って、ドアを開ける時に、カゴからガラスドアをあて開こうとしてぶつかった衝撃でガラスが割れて、左手甲にガラスが当たり切ってしまった。	32	100~299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html